

池袋駅周辺景観形成特別地区 景観形成ガイドラインの策定について

1. ガイドライン策定の目的

令和 2 年 6 月に「池袋駅東口周辺景観形成特別地区」、令和 3 年 6 月に「池袋駅西口周辺景観形成特別地区」を追加指定し、それぞれの地域を景観特性に応じて区分するとともに、届出対象規模や景観形成基準を定めた。

定められた景観形成基準について、建築等を行う際のポイントや具体的な取り組みイメージを「景観形成ガイドライン」として示すことで、より実効性を持った景観誘導を図るとともに、建築物等の計画・設計に有効に活用されることを目的とする。

2. 策定のスケジュール

事業	令和3年度						令和4年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
景観形成ガイドライン 策定業務	素案検討		案検討						案の調整	
	●			●		●		●	●	
	部会報告			部会報告		景観審議会		景観部会	景観審議会	
			●				●			
		地域との意見交換			地域との意見交換					
景観審議会 景観部会	● 部会報告			● 部会報告		● 審議会開催		● 部会開催	● 審議会開催	

3. 区民意見聴取の方法について

①第一回意見募集

【手法】オープンハウス型の説明会

【時期】令和 3 年 9 月 24 日（金）～26 日（日） ※仮予定

【場所】としま区民センター

②第二回意見募集

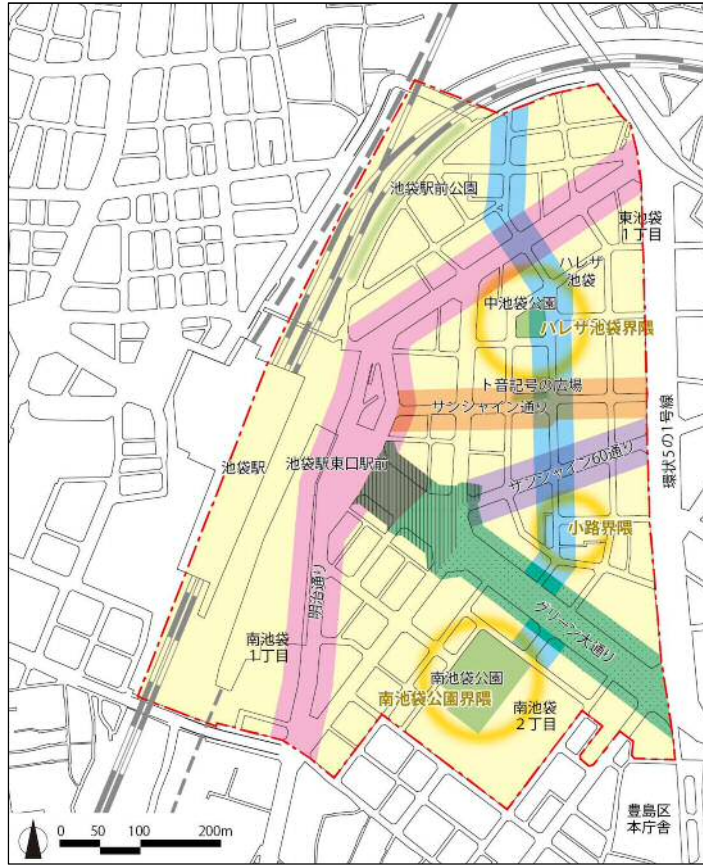
【手法】オープンハウス型説明会および意見募集

【時期】令和 4 年 1 月中旬～2 月上旬頃

【場所】未定

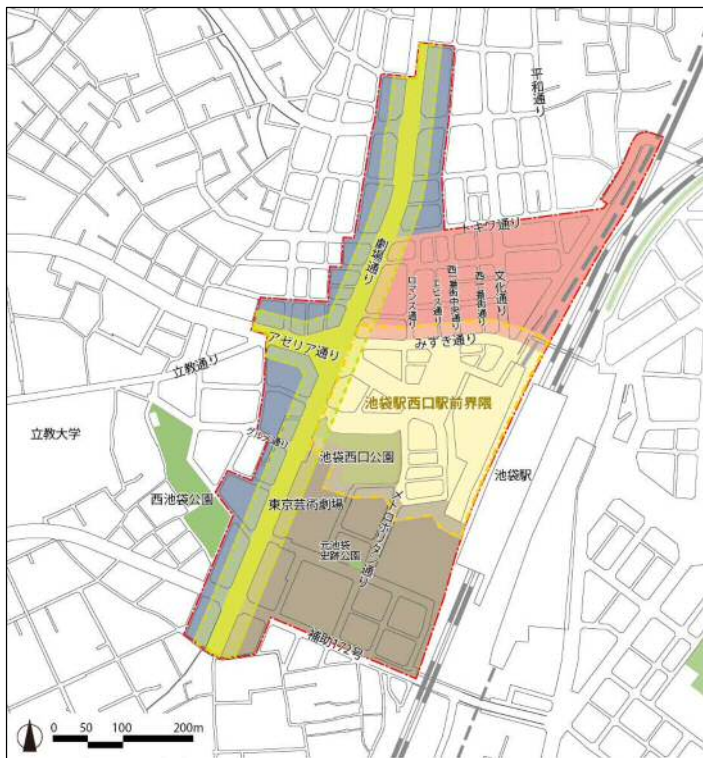
4. 検討区域

①池袋駅東口周辺景観形成特別地区



凡例	
池袋駅東口周辺 景観形成特別地区	
沿道 エリア	グリーン大通り
	東エリア
	中央エリア
	明治通り・ 池袋駅東口駅前
	サンシャイン60通り
	サンシャイン通り
拠点 ゾーン	新たなにぎわいの拠点 南池袋公園界隈 ハレザ池袋界隈 個性ある界隈 小路界隈

②池袋駅西口周辺景観形成特別地区



凡例	
池袋駅西口周辺景観形成特別地区	
北口繁華街エリア	
公共施設等集積エリア	
商業住宅共存エリア	
沿道 エリア	劇場通り・アゼリア通り
拠点 ゾーン	池袋駅西口駅前界隈
	池袋駅西口再開発検討区域 再開発検討区域周辺